

鳥取県西部町村国土強靱化地域計画（案）への意見募集について

平成30年2月14日

このたび、鳥取県西部町村（日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町）は、地域全体の防災・減災を図るため、国土強靱化を総合的かつ計画的に推進する指針となる「鳥取県西部町村国土強靱化地域計画」を合同で策定することとしましたので、計画案へのご意見を募集します。

1) 計画案	別添「鳥取県西部町村国土強靱化地域計画（案）」及び概要版のとおり
2) 募集期間	<u>平成30年2月14日（水）から平成30年3月8日（木）まで</u>
3) 閲覧方法	南部町のホームページのほか、南部町役場総務課（法勝寺庁舎）、町民生活課（天萬庁舎）、福祉事務所（健康管理センターすこやか）で閲覧していただけます。
4) 応募方法	提出される様式は自由です。南部町役場総務課に直接お持ちいただくか、電子メール、ファクシミリ、郵送にて提出してください。
5) 提出・問合せ先	南部町役場総務課 （住 所）南部町法勝寺377番地1 （電 話）0859-66-3112 （FAX）0859-66-4806 （電子メール）bousai@town.nanbu.tottori.jp

【計画案の概要】

1. 計画策定の背景・目的

- ・平成25年12月「強くてしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行され、県は平成28年3月に国の「基本計画」に調和させて「鳥取県国土強靱化地域計画（計画期間：H27-H32）」を策定しました。
- ・西部7町村においては、人口減少や高齢化に伴う社会構造の変化や、激甚化かつ広域化する災害に伴い多様化する被災形態等への対応という共通課題に対し、避難計画・避難所運営マニュアルをはじめとして連携して地域防災力の向上を図っています。
- ・この連携の強みを活かし、さらなる地域全体の防災・減災を図るため、国土強靱化を総合的かつ計画的に推進する指針となる「鳥取県西部町村国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を合同で策定することとしました。

2. 本計画の位置付け

(1) 基本計画及び県計画との調和

本計画は、基本法第13条に基づき、国土強靱化に関する施策の総合的な推進を図るため、国計画及び本地域の自然災害の形態を包含する県計画との調和を保つものとします。

(2) 他計画との関係

本計画は、国土強靱化の観点から、各町村における「地域防災計画」をはじめとする様々な分野での計画の指針となるものです。

3. 計画期間

本計画の推進期間は、平成29年度(2017)から平成34年度(2022)の概ね5年間とします。その後は、県計画の進捗や災害事象への調査研究、技術開発の最新の知見、社会経済情勢の変化等を踏まえ、計画の見直しを概ね5年毎に行うこととします。(※平成32年度に中間評価を行うことを想定)